

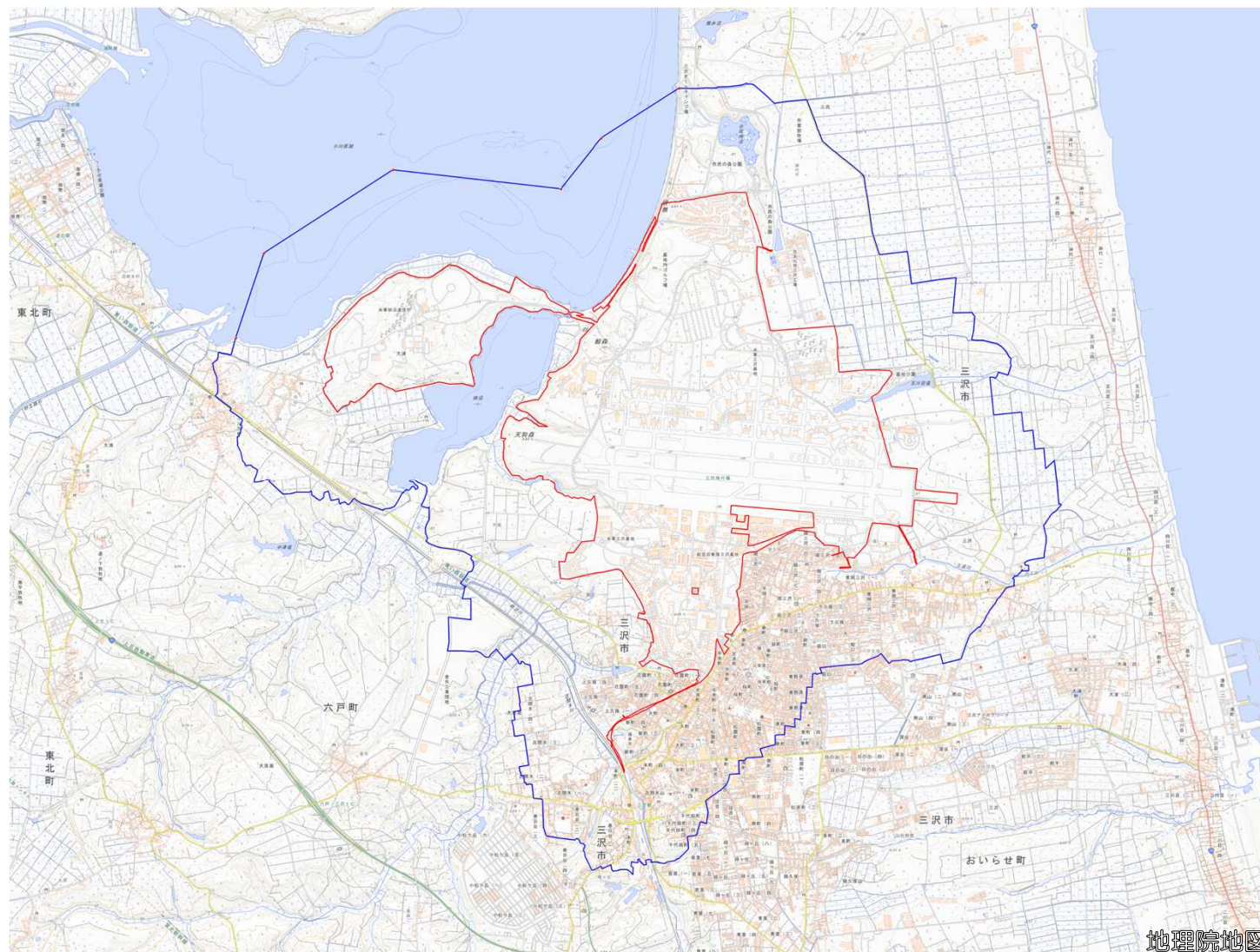
三沢飛行場

対象防衛関係施設の所在地	青森県三沢市	大字三沢字平畑ほか
対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字大浦母衣平出生（次の図面に示す部分に限る。）、大町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡三沢四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、花園町一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、平畑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢小山田（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢横沢（次の図面に示す部分に限る。）並びに東岡三沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡東北町	大字大浦母衣平出生（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字犬落瀬古間木（次の図面に示す部分に限る。）、大字犬落瀬堀切沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦淋代、大字大浦母衣平出生、大町一丁目から三丁目まで、岡三沢一丁目から八丁目まで、春日台一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町一丁目から三丁目まで、栄町一丁目から三丁目まで、桜町一丁目から三丁目まで、新町二丁目から四丁目まで、中央町一丁目から四丁目まで、花園町一丁目から五丁目まで、東町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、平畑一丁目及び二丁目、古間木一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目、字古間木山（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目か


		<p>ら四丁目まで、松園町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、大字三沢後久保、大字三沢小山田、大字三沢上久保、大字三沢上野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢上屋敷、大字三沢北山、大字三沢淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下沢、大字三沢下久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢堀口（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢南山（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢向平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢山ノ神（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢横沢、大字三沢早稲田（次の図面に示す部分に限る。）、緑町一丁目から三丁目まで、南町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、美野原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、千代田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上久保一丁目から四丁目まで、東岡三沢一丁目から三丁目まで、下久保一丁目から三丁目まで並びに堀口一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	青森県上北郡六戸町	<p>大字犬落瀬金沢、大字犬落瀬中屋敷、大字犬落瀬堀切沢及び金矢三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
	青森県上北郡東北町	<p>大字大浦蛭沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦小川原湖（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦淋代、大字大浦助十郎崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦中久根下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦寒水（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦母衣</p>


		平出生及び大字大浦向山（次の図面に示す部分に限る。）
	上北郡おいらせ町	住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域	一 北緯四十度四十三分四秒、東経百四十一度十七分五十八秒の点 二 北緯四十度四十三分三十六秒、東経百四十一度十八分十二秒の点 三 北緯四十度四十四分六秒、東経百四十一度十九分十五秒の点 四 北緯四十度四十三分五十九秒、東経百四十一度二十分三十七秒の点 五 北緯四十度四十四分十八秒、東経百四十一度二十分五十七秒の点 六 北緯四十度四十四分三十七秒、東経百四十一度二十一分三十五秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

三沢飛行場周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域 

対象施設周辺地域 


この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

地理院地図

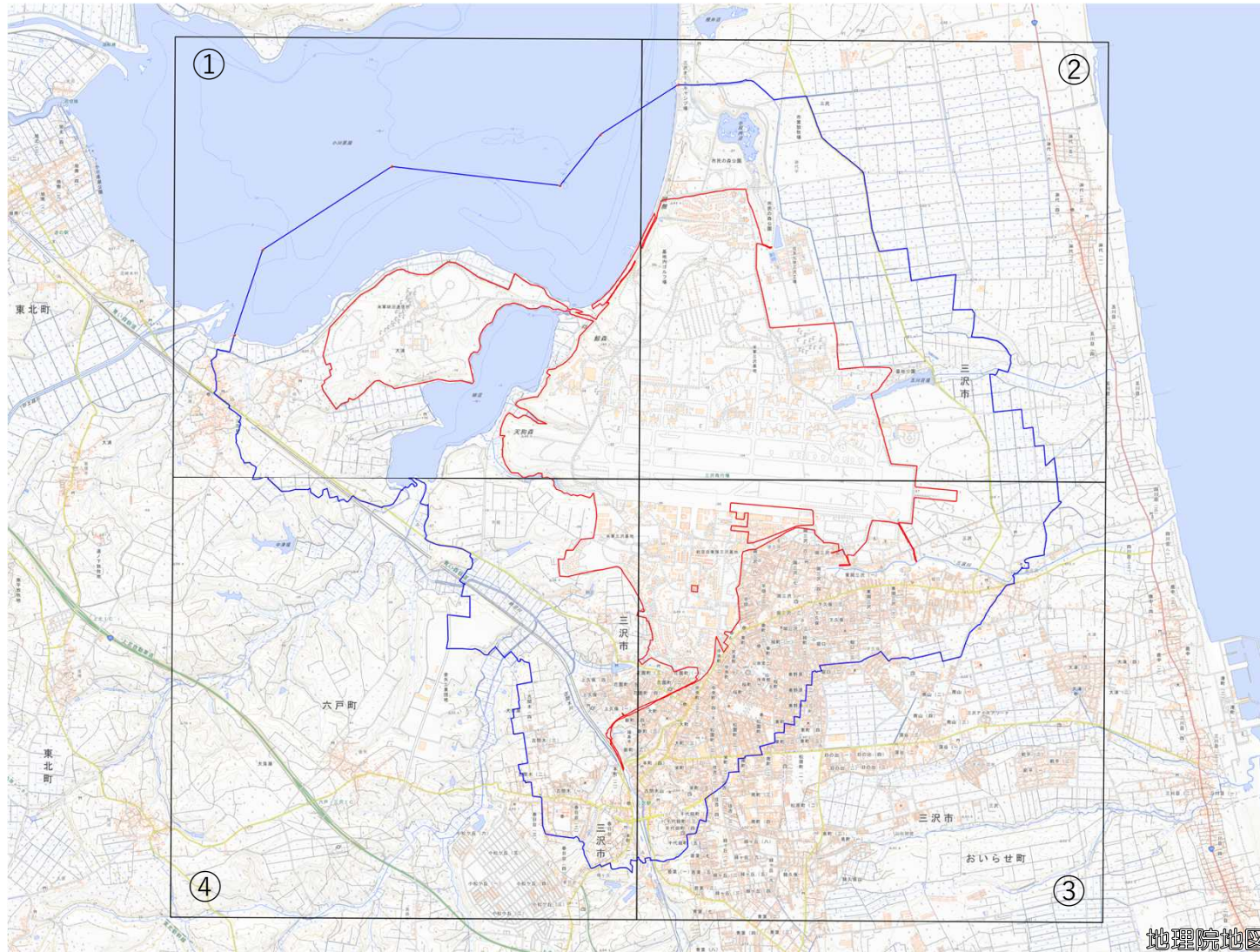
三沢飛行場周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

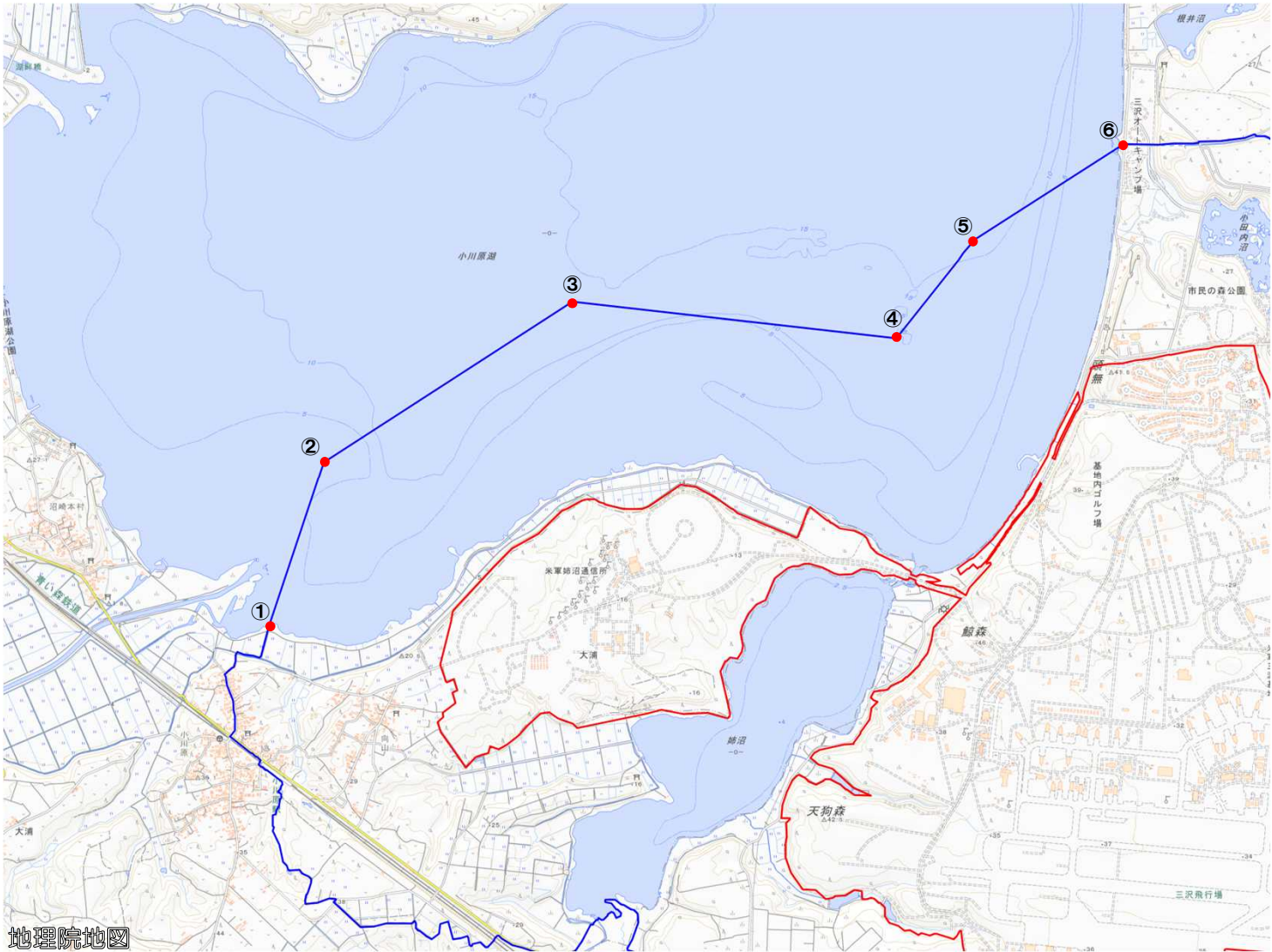
対象施設の区域 

対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。



三沢飛行場周辺地域 図①

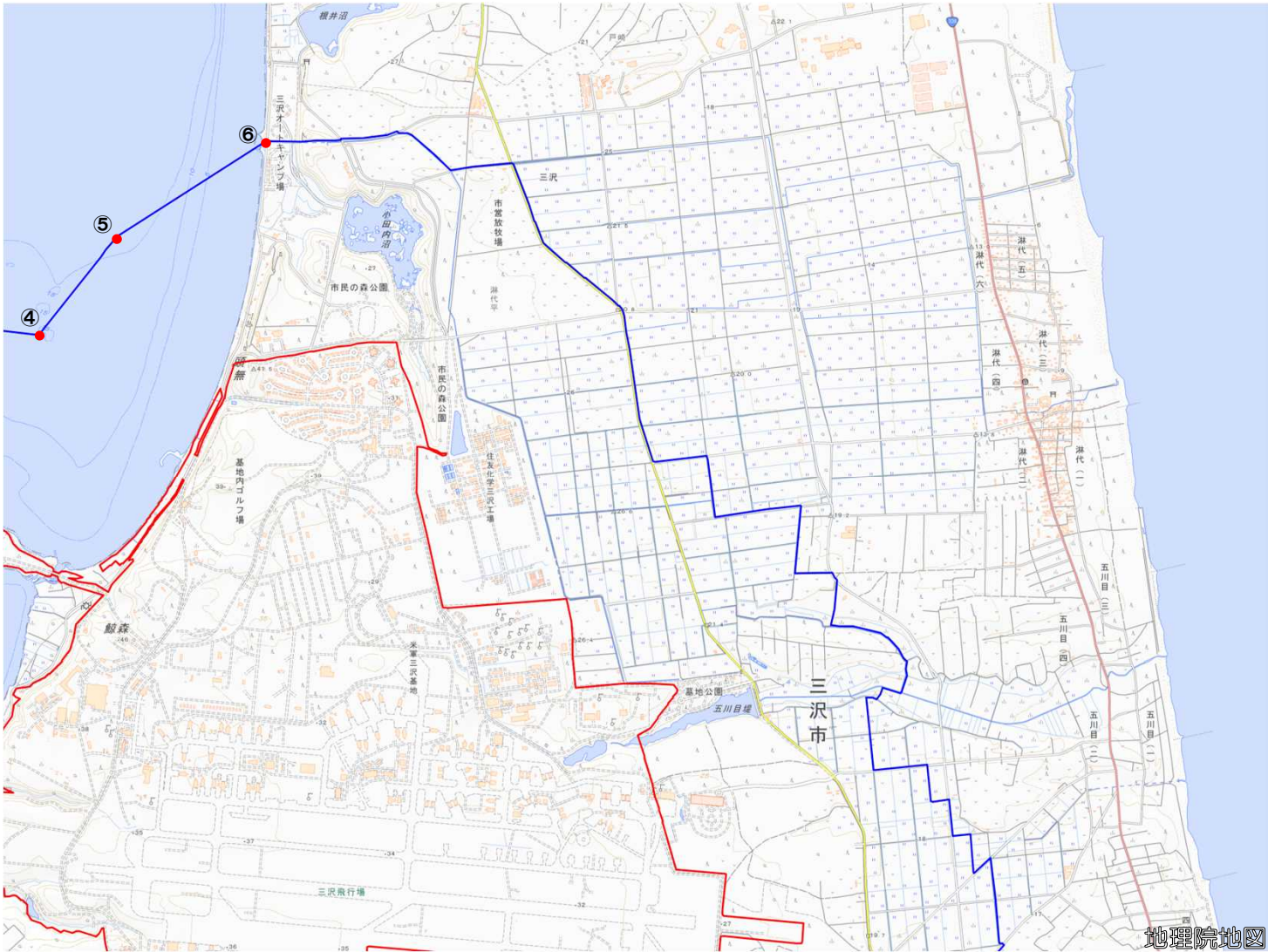


国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

三沢飛行場周辺地域 図②

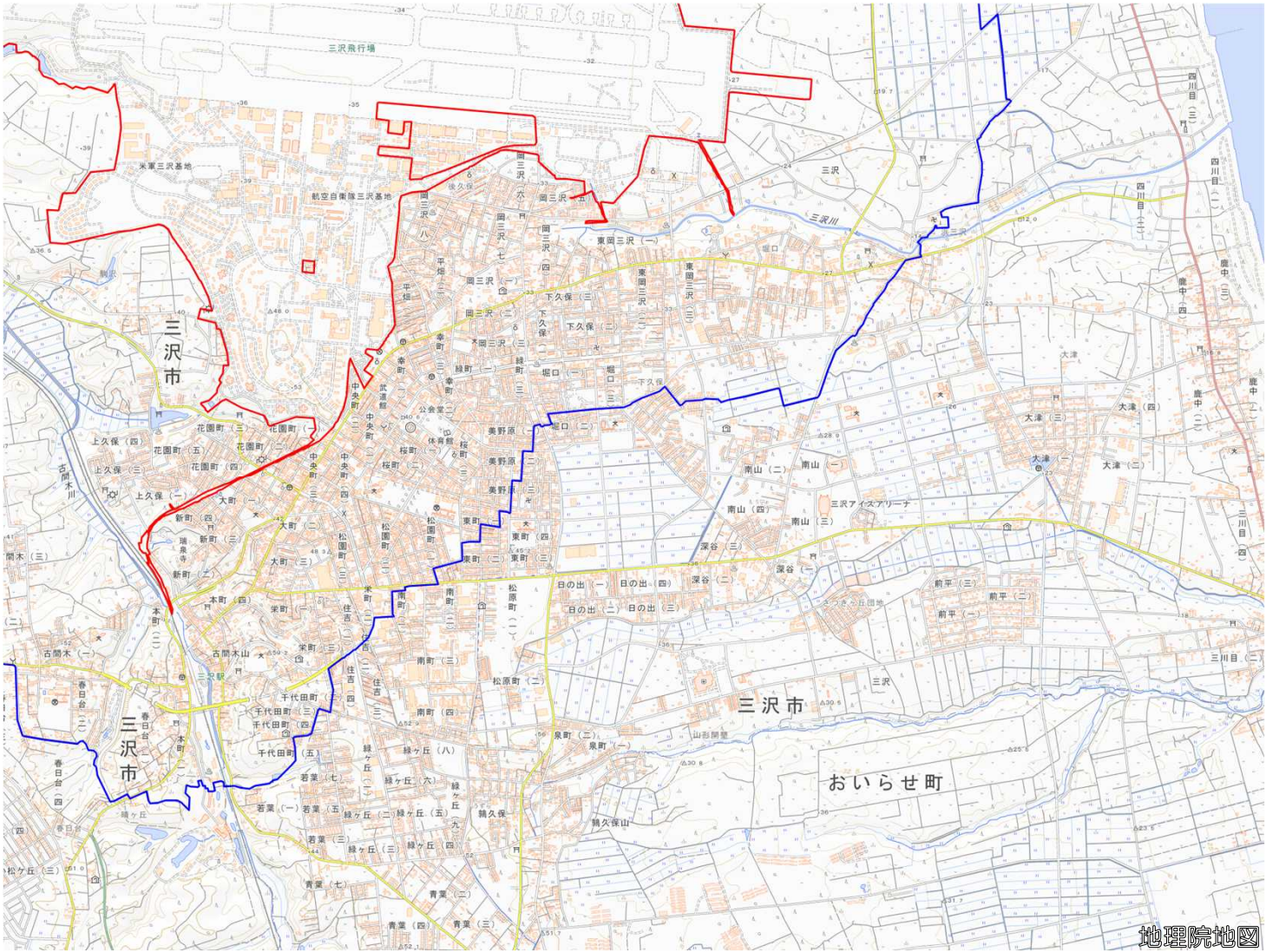


国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

三沢飛行場周辺地域 図③

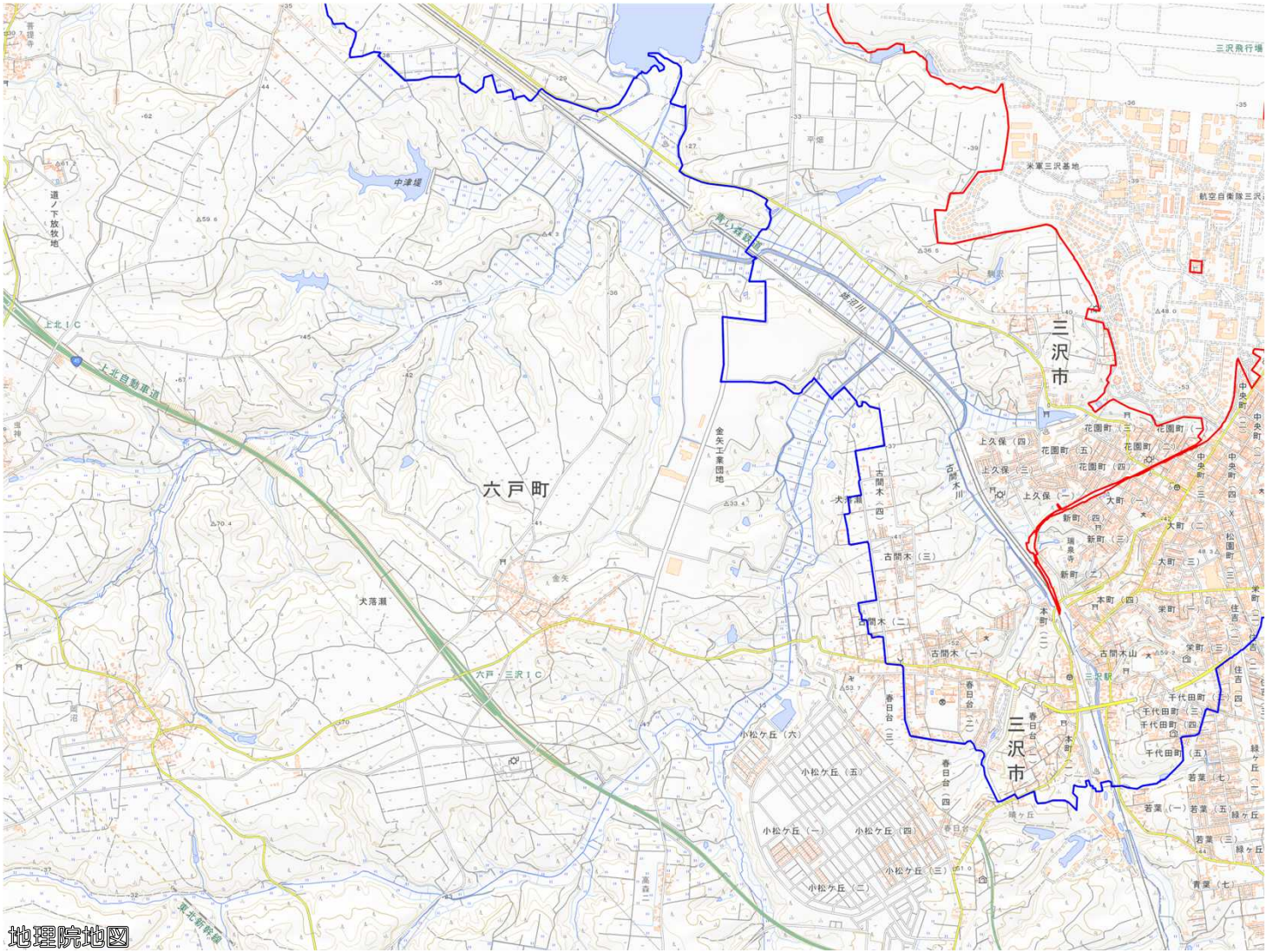


国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

三沢飛行場周辺地域 図④



国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。